

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第一条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「かんがみ」を「鑑み、並びに国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を実施するため」に改める。

第二条第二項第一号中「別表に」を「次に」に改め、同号に次のように加える。

イ 死刑又は無期若しくは長期四年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪(ロに掲げる罪及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号。以下「麻薬特例法」という。)

第二条第二項各号に掲げる罪を除く。)

ロ 別表第一(第三号を除く。)又は別表第二に掲げる罪

第二条第二項第二号イ中「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとされたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により供与された財産

イ 第七条の二（証人等買収）の罪

ロ 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十八条第一項の違反行為に係る同法第二十一条第二項第七号（外国公務員等に対する不正の利益の供与等）の罪

第二条第二項に次の一号を加える。

五 第六条の二（実行準備行為を伴う組織的犯罪集団による重大犯罪遂行の計画）の罪の犯罪行為である計画（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならば当該罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）をした者が、計画をした犯罪の実行のための資金として使用する目的で取得した財産

第二条第五項中「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号。以下「麻薬特例法」という。

「」を「麻薬特例法」に改める。

第三条第二項中「この項」の下に「及び第六条の二第二項」を加える。

第六条の次に次の一条を加える。

(実行準備行為を伴う組織的犯罪集団による重大犯罪遂行の計画)

第六条の二 次の各号に掲げる罪に当たる行為で、組織的犯罪集団(団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる罪を実行することにあるものをいう。次項において同じ。)の団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を二人以上で計画した者は、その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

一 別表第四に掲げる罪のうち、死刑又は無期若しくは長期十年を超える懲役若しくは禁錮の刑が定められているもの 五年以下の懲役又は禁錮

二 別表第四に掲げる罪のうち、長期四年以上十年以下の懲役又は禁錮の刑が定められているもの 二

年以下の懲役又は禁錮

2 前項各号に掲げる罪に当たる行為で、組織的犯罪集団に不正權益を得させ、又は組織的犯罪集団の不正權益を維持し、若しくは拡大する目的で行われるものの遂行を二人以上で計画した者も、その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、同項と同様とする。

第七条の次に次の一条を加える。

(証人等買収)

第七条の二 次に掲げる罪に係る自己又は他人の刑事事件に関し、証言をしないこと、若しくは虚偽の証言をすること、又は証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造すること、若しくは偽造若しくは変造の証拠を使用することの報酬として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 死刑又は無期若しくは長期四年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪（次号に掲げる罪を除く。）

## 二 別表第一に掲げる罪

2 前項各号に掲げる罪に当たる行為が、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われた場合、又は同項各号に掲げる罪が第三条第二項に規定する目的で犯された場合において、前項の罪を犯した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十二条中「第九条第一項」を「第三条第一項第九号、第十一号、第十二号及び第十五号に掲げる罪に係る同条の罪、第六条第一項第一号に掲げる罪に係る同条の罪並びに第六条の二の罪は刑法第四条の二の例に、第九条第一項」に、「刑法」を「同法」に改める。

第十三条第二項中第六号を削り、第五号を第十二号とし、第四号の次に次の七号を加える。

五 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十九条（不正の手段による補助金等の受交付等）の罪

六 航空機工業振興法（昭和三十三年法律第百五十号）第二十九条（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

七 人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和五十三年法律第四十八号）第一条から第四条まで

(人質による強要等、加重人質強要、人質殺害)の罪

八 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第五百四十九条(詐欺更生)の罪

九 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二百五十五条(詐欺再生)の罪

十 会社更生法(平成十四年法律第五百五十四号)第二百六十六条(詐欺更生)の罪

十一 破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百六十五条(詐欺破産)の罪

第二十二條第一項中「別表若しくは第二條第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号若しくは第四号に規定する罪又は第九條第一項から第三項まで、第十條」を「第二條第二項第一号イ若しくは口若しくは同項第二号ニに掲げる罪又は第十條第三項」に改め、「不法財産であつて」を削り、「もの」を「財産」に改める。

第四十二條第一項及び第五十九條第一項第一号中「別表若しくは第二條第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号若しくは第四号に規定する罪又は第九條第一項から第三項まで、第十條」を「第二條第二項第一号イ若しくは口若しくは同項第二号ニに掲げる罪又は第十條第三項」に改める。

第七十四条中「行われたとしたならば」の下に「第六条の二第一項第二号に掲げる罪に係る同条の罪又は」を加える。

別表を次のように改める。

別表第一（第二条、第七条の二関係）

- 一 第六条の二（実行準備行為を伴う組織的犯罪集団による重大犯罪遂行の計画）の罪
- 二 第七条の二（証人等買収）の罪
- 三 第十条（犯罪収益等隠匿）若しくは第十一条（犯罪収益等收受）の罪又は麻薬特例法第六条（薬物犯罪収益等隠匿）若しくは第七条（薬物犯罪収益等收受）の罪
- 四 刑法第一百五十五条第一項（有印公文書偽造）若しくは第二項（有印公文書変造）の罪、同法第五十六条（有印虚偽公文書作成等）の罪（同法第一百五十五条第一項又は第二項の例により処断すべきものに限る。）又は同法第五十九条第一項（有印私文書偽造）若しくは第二項（有印私文書変造）の罪

五 刑法第九十七条から第九十七条の四まで（収賄、受託収賄及び事前収賄、第三者供賄、加重収

賄及び事後収賄、あつせん収賄）又は第九十八條（贈賄）の罪

六 刑法第二百二十四條から第二百二十八條まで（未成年者略取及び誘拐、營利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等、未遂罪）の罪

七 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四號）第六十條第二項（児童の引渡し及び支配）の罪（同法第三十四條第一項第七號又は第九號の違反行為に係るものに限る。）

八 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九號）第七十條第一項第一號（不法入国）、第二號（不法上陸）若しくは第五號（不法残留）若しくは第二項（不法在留）の罪（正犯により犯されたものを除く。）、同法第七十四條（集團密航者を不法入国させる行為等）、第七十四條の二（集團密航者の輸送）若しくは第七十四條の四（集團密航者の收受等）の罪、同法第七十四條の六（不法入国等援助）の罪（同法第七十條第一項第一號又は第二號に規定する行為に係るものに限る。）、同法第七十四條の六の二第一項第一號（難民旅行證明書等の不正受交付）若しくは第二號（偽造外国旅券等の所持等）若しくは第二項（營利目的の難民旅行證明書等の不正受交付等）の罪、同法第七十



四條の六の三（未遂罪）の罪（同法第七十四條の六の二第一項第三号及び第四号の罪に係る部分を除く。）又は同法第七十四條の八（不法入国者等の蔵匿等）の罪

九 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十三條第一項第一号（旅券等の不正受交付）若しくは第三号から第五号まで（自己名義旅券等の譲渡等、他人名義旅券等の譲渡等、偽造旅券等の譲渡等）若しくは第二項（営利目的の旅券等の不正受交付等）の罪又はこれらの罪に係る同條第三項（未遂罪）の罪

十 刑法第九十五條（公務執行妨害及び職務強要）の罪（裁判、檢察又は警察の職務を行う公務員による次に掲げる罪に係る審判又は捜査の職務の執行を妨害する目的で犯されたものに限る。）又は同法第二百二十三條（強要）の罪（次に掲げる罪に係る自己又は他人の刑事事件に関し、証言をさせず、若しくは虚偽の証言をさせ、又は証拠を隠滅させ、偽造させ、若しくは変造させ、若しくは偽造若しくは変造の証拠を使用させる目的で犯されたものに限る。）

イ 死刑又は無期若しくは長期四年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪（口に掲げる罪を除く。）

ロ この表に掲げる罪

別表第一の次に次の三表を加える。

別表第二（第二条関係）

- 一 刑法第六十三條の四（支払用カード電磁的記録不正作出準備）の罪、同法第六十三條の五（未遂罪）の罪（同法第六十三條の四第一項の罪に係る部分に限る。）又は同法第七十五條（わいせつ物頒布等）若しくは第八十六條第一項（常習賭博）の罪
- 二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十八條第二号（損失補填に係る利益の收受等）の罪
- 三 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第九十九條の九第一号（損失補填に係る利益の收受等）の罪
- 四 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二百條第十四号（損失補填に係る利益の收受等）の罪
- 五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十九條

第一号（無許可営業）の罪

六 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第九十八条の四（損失補填に係る利益の收受等）の罪

七 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百二十九条の三第一号（損失補填に係る利益の收受等）の罪

八 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第一百二十二条の三（損失補填に係る利益の收受等）の罪

九 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第十条の二の二（損失補填に係る利益の收受等）の罪

十 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十七条第三号（非弁護士の法律事務の取扱い等）又は第四号（業として行う譲り受けた権利の実行）の罪

十一 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第三百六十三条第九号（損失補填に係る利益の收受等）の罪

- 十二 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三三號）第二十四條第一號（無登録販売等）の罪（同法第三條の違反行為に係るものに限る。）又は同法第二十四條の二第一號（興奮等の作用を有する毒物等の販売等）の罪
- 十三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八號）第二百三十六條第二項（投資主の権利の行使に関する利益の受供与）又は第二百四十三條第二號（損失補填に係る利益の收受等）の罪
- 十四 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八號）第九十條の四の二（損失補填に係る利益の收受等）の罪
- 十五 覚せい剤取締法第四十一條の十三（覚醒剤原料の譲渡しと譲受けとの周旋）の罪
- 十六 出入国管理及び難民認定法第七十三條の二第一項（不法就労助長）又は第七十三條の五（在留カード偽造等準備）の罪
- 十七 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七號）第二十五條の二の二（損失補填に係る利益の收受等）の罪

十八 武器等製造法（昭和二十八年法律第四百十五号）第三十一条の三第一号（銃砲及び銃砲弾以外の武器の無許可製造）の罪

十九 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第百条の四の二（損失補填に係る利益の收受等）の罪

二十 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第八条第三項（元本を保証して行う出資金の受入れ等）の罪（同法第一条又は第二条第一項の違反行為に係るものに限る。）

二十一 売春防止法第六条第一項（周旋）、第七条（困惑等による売春）又は第十条（売春をさせる契約）の罪

二十二 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条の十五（拳銃等の譲渡しと譲受けの周旋等）、第三十一条の十六第一項第一号（拳銃等及び猟銃以外の銃砲等の所持）、第二号（拳銃部品の所持）若しくは第三号（拳銃部品の譲渡し等）若しくは第二項（未遂罪）、第三十一条の十七（拳銃等としての物品の輸入等）、第三十一条の十八第一号（拳銃実包の譲渡しと譲受けの周旋）又は第三十二条第一号（拳銃部品の譲渡しと譲受けの周旋等）の罪

二十三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第八十四条第九号（無許可医薬品販売業）の罪

二十四 無限連鎖講の防止に関する法律（昭和五十三年法律第一百一号）第五条（開設等）の罪

二十五 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第六十一条第一号（無免許営業）又は第六十三条の二の二（損失補填に係る利益の收受等）の罪

二十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五十九条第一号（禁止業務についての労働者派遣事業）の罪（同法第四条第一項の違反行為に係るものに限る。）

二十七 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第二十八条（特別永住者証明書偽造等準備）の罪

二十八 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第五十三条第三号（損失補填に係る利益の收受等）の罪

二十九 保険業法（平成七年法律第五号）第三百十七条の二第二号（損失補填に係る利益の收受等）

又は第三百三十一条第二項（株主等の権利の行使に関する利益の受供与）の罪

三十 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百九十七条第一号（損失補填に係る利益の收受等）又は第三百三十一条第三項（社員等の権利等の行使に関する利益の受供与）の罪

三十一 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十九条の二の二（損失補填に係る利益の收受等）の罪

三十二 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律第五条（公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行のために利用されるものとしての資金等の提供等）の罪

三十三 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第九十四条第七号（損失補填に係る利益の收受等）の罪

三十四 会社法第九百七十条第二項（株主等の権利の行使に関する利益の受供与）の罪

三十五 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（平成十九年法律第三十八号）第六条第三項（特定核燃料物質の輸出入の予備）の罪

三十六 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第七十三条第一項第二号（損失補

填に係る利益の收受等)の罪

三十七 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第四十九条(個人番号の提供及び盗用)又は第五十一条第一項(詐欺等行為等による個人番号の取得)の罪

別表第三(第六条の二関係)

- 一 第三条(組織的な殺人等)、第九条第一項から第三項まで(不法収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為)、第十条第一項(犯罪収益等隠匿)又は第十一条(犯罪収益等收受)の罪
- 二 イ 刑法第七十七条第一項(内乱)の罪(同項第三号に係る部分を除く。)  
又同法第七十九条(内乱等幫助)の罪(同項の罪(同項第三号に係る部分に限る。))及び同法第七十七条第二項の罪に係るものを除く。)
- ロ 刑法第八十一条(外患誘致)又は第八十二条(外患援助)の罪
- ハ 刑法第六十六条(騒乱)の罪(同条第三号に係る部分を除く。)
- ニ 刑法第八十八条(現住建造物等放火)、第九十条第一項(非現住建造物等放火)若しくは第一百条



第一項（建造物等以外放火）の罪又は同法第一百七十七条第一項（激発物破裂）の罪（同法第百八条、第百九条第一項又は第百十条第一項の例により処断すべきものに限る。）

ホ 刑法第百十九条（現住建造物等浸害）又は第百二十条（非現住建造物等浸害）の罪

ヘ 刑法第百二十五条（往来危険）又は第百二十六条第一項若しくは第二項（汽車転覆等）の罪

ト 刑法第百三十六條（あへん煙輸入等）、第百三十七條（あへん煙吸食器具輸入等）又は第百三十

九条第二項（あへん煙吸食のための場所提供）の罪

チ 刑法第百四十三条（水道汚染）、第百四十六条前段（水道毒物等混入）又は第百四十七条（水道

損壊及び閉塞）の罪

リ 刑法第百四十八条（通貨偽造及び行使等）又は第百四十九条（外国通貨偽造及び行使等）の罪

ヌ 刑法第百五十五条第一項（有印公文書偽造）若しくは第二項（有印公文書変造）の罪、同法第百

五十六条（有印虚偽公文書作成等）の罪（同法第百五十五条第一項又は第二項の例により処断すべ

きものに限る。）若しくは同法第百五十七条第一項（公正証書原本不実記載等）の罪若しくはこれ

らの罪に係る同法第百五十八条第一項（偽造公文書行使等）の罪、同法第百五十九条第一項（有印

私文書偽造)若しくは第二項(有印私文書変造)の罪若しくはこれらの罪に係る同法第六十一条第一項(偽造私文書等行使)の罪又は同法第六十一条の二第一項から第三項まで(電磁的記録不正作出及び供用)の罪

ル 刑法第六十二条(有価証券偽造等)又は第六十三条第一項(偽造有価証券行使等)の罪

ヲ 刑法第六十三条の二(支払用カード電磁的記録不正作出等)又は第六十三条の三(不正電磁的記録カード所持)の罪

ワ 刑法第六十五条(公印偽造及び不正使用等)の罪

カ 刑法第七十六条(強制わいせつ)、第七十七条(強制性交等)又は第七十八条(準強制わいせつ及び準強制性交等)の罪

ヨ 刑法第九十一条(墳墓発掘死体損壊等)の罪

タ 刑法第九十七条第一項前段(収賄)若しくは第二項(事前収賄)、第九十七条の二から第九十七条の四まで(第三者供賄、加重収賄及び事後収賄、あつせん収賄)又は第九十八条(贈賄)の罪

- レ 刑法第二百四十四条（傷害）の罪
- ソ 刑法第二百二十四条（未成年者略取及び誘拐）、第二百二十五条（營利目的等略取及び誘拐）、第二百二十六条（所在国外移送目的略取及び誘拐）、第二百二十六条の二第一項、第四項若しくは第五項（人身売買）、第二百二十六条の三（被略取者等所在国外移送）又は第二百二十七条第一項、第三項若しくは第四項（被略取者引渡し等）の罪
- ツ 刑法第二百三十四条の二第一項（電子計算機損壞等業務妨害）の罪
- ネ 刑法第二百三十五条から第二百三十六条まで（窃盜、不動産侵奪、強盜）、第二百三十八条（事後強盜）又は第二百三十九条（昏醉強盜）の罪
- ナ 刑法第二百四十六条の二から第二百四十八条まで（電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺）の罪
- ラ 刑法第二百五十二条（横領）の罪
- ム 刑法第二百五十六条第二項（盜品有償譲受け等）の罪
- 三 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）第一条（爆発物の使用）又は第三条、第五条若しくは第六条（爆発物の製造等）の罪

- 四 外国において流通する貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及び模造に関する法律（明治三十八年法律第六十六号）第一条（偽造等）、第二条（偽造外国流通貨幣等の輸入）又は第三条第一項（偽造外国流通貨幣等の行使等）の罪
- 五 印紙犯罪処罰法（明治四十二年法律第三十九号）第一条（偽造等）又は第二条第一項（偽造印紙等の使用等）の罪
- 六 海底電信線保護万国連合条約罰則（大正五年法律第二十号）第一条第一項（海底電信線の損壊）の罪
- 七 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第一百七十七条（強制労働）の罪
- 八 職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第六十三条（暴行等による職業紹介等）の罪
- 九 児童福祉法第六十条第一項（児童淫行）の罪又は同条第二項（児童の引渡し及び支配）の罪（同法第三十四条第一項第七号又は第九号の違反行為に係るものに限る。）
- 十 郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）第八十五条第一項（切手類の偽造等）の罪
- 十一 金融商品取引法第九十七条（虚偽有価証券届出書等の提出等）又は第九十七条の二（内部者

取引等)の罪

十二 大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)第二十四条第一項(大麻の栽培等)、第二十四条の二第一項(大麻の所持等)又は第二十四条の三第一項(大麻の使用等)の罪

十三 船員職業安定法(昭和二十三年法律第三百十号)第一百一十一条(暴行等による船員職業紹介等)の罪

十四 競馬法(昭和二十三年法律第五百十八号)第三十条(無資格競馬等)の罪

十五 自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)第五十六条(無資格自転車競走等)の罪

十六 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六十九条の六第一項若しくは第

二項(国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなる無許可取引等)又は第六十九条の七第一項(特定技術提供目的の無許可取引等)の罪

十七 電波法(昭和二十五年法律第三百一十一号)第八十条の二第一項(電気通信業務等の用に供する無線局の無線設備の損壊等)の罪

十八 小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)第六十一条(無資格小型自動車競走等)の罪

十九 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十三条（重要文化財の無許可輸出）、第九十五条第一項（重要文化財の損壊等）又は第九十六条第一項（史跡名勝天然記念物の滅失等）の罪

二十 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の三十三第一項（軽油等の不正製造）又は第四百四十四条の四十一第一項から第三項まで若しくは第五項（軽油引取税に係る脱税）の罪

二十一 商品先物取引法第三百五十六条（商品市場における取引等に関する風説の流布等）の罪

二十二 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第一百条第一項（自動車道における自動車往来危険）又は第一百一条第一項（事業用自動車の転覆等）の罪

二十三 投資信託及び投資法人に関する法律第二百三十六条第四項（投資主の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為）の罪

二十四 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第六十五条（無資格モーターボート競走等）の罪

二十五 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第九十八条（保安林の区域内における森林窃盗

（）、第二百一条第二項（森林窃盜の贓物の運搬等）又は第二百二条第一項（他人の森林への放火）の罪

二十六 覚せい剤取締法第四十一条第一項（覚醒剤の輸入等）、第四十一条の二第一項若しくは第二項（覚醒剤の所持等）、第四十一条の三第一項若しくは第二項（覚醒剤の使用等）又は第四十一条の四第一項（管理外覚醒剤の施用等）の罪

二十七 出入国管理及び難民認定法第七十条第一項第一号（不法入国）、第二号（不法上陸）若しくは第五号（不法残留）若しくは第二項（不法在留）の罪（正犯により犯されたものを除く。）、同法第七十三条の三第一項から第三項まで（在留カード偽造等）、第七十三条の四（偽造在留カード等所持）、第七十四条第一項（集団密航者を不法入国させる行為等）、第七十四条の二（集団密航者の輸送）若しくは第七十四条の四第一項（集団密航者の收受等）の罪、同法第七十四条の六（不法入国等援助）の罪（同法第七十条第一項第一号又は第二号に規定する行為に係るものに限る。）又は同法第七十四条の六の二第一項第一号（難民旅行証明書等の不正受交付）若しくは第二号（偽造外国旅券等の所持等）若しくは第二項（営利目的の難民旅行証明書等の不正受交付等）若しくは第七十四条の八第

- 一項若しくは第二項（不法入国者等の藏匿等）の罪
- 二十八 旅券法第二十三条第一項（旅券等の不正受交付等）の罪
- 二十九 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第三百十八号）第五条（軍用物の損壊等）の罪
- 三十 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第六十四条第一項（ジアセチルモルヒネ等の輸入等）、第六十四条の二第一項若しくは第二項（ジアセチルモルヒネ等の製剤等）、第六十四条の三第一項若しくは第二項（ジアセチルモルヒネ等の施用等）、第六十五条第一項若しくは第二項（ジアセチルモルヒネ等以外の麻薬の製剤等）、第六十六条の二第一項（麻薬の施用等）、第六十六条の三第一項（向精神薬の輸入等）又は第六十六条の四第二項（営利目的の向精神薬の譲渡等）の罪
- 三十一 有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第十三条第一項（有線電気通信設備の損壊等）の罪



三十二 武器等製造法第三十一条第一項（銃砲の無許可製造）若しくは第三十一条の二第一項（銃砲弾の無許可製造）の罪又は同法第三十一条の三第四号（猟銃等の無許可製造）の罪（猟銃の製造に係るものに限る。）

三十三 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第九十二条第一項（ガス工作物の損壊等）の罪

三十四 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第八十条の四第一項若しくは第二項（輸出してはならない貨物の輸出）、第九十一条第一項若しくは第二項（輸入してはならない貨物の輸入）、第九十二条第一項若しくは第二項（輸入してはならない貨物の保税地域への蔵置等）、第一百条第一項若しくは第二項（偽りにより関税を免れる行為等）、第一百一十一条第一項若しくは第二項（無許可輸出等）又は第一百十二条第一項（輸出してはならない貨物の運搬等）の罪

三十五 あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第五十一条第一項若しくは第二項（けしの栽培等）又は第五十二条第一項（あへの譲渡し等）の罪

三十六 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第二百一十一条（自衛隊の所有する武器等の損壊等）の罪

三十七 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条（高金利等）、第五条の二第一項（高保証料）、第五条の三（保証料がある場合の高金利等）又は第八条第一項若しくは第二項（業として行う著しい高金利の脱法行為等）の罪

三十八 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十九条（不正の手段による補助金等の受交付等）の罪

三十九 売春防止法第八条第一項（対償の收受等）、第十一条第二項（業として行う場所の提供）、第十二条（売春をさせる業）又は第十三条（資金等の提供）の罪

四十 高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十六条第一項（高速自動車国道の損壊等）の罪

四十一 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第五十一条第一項（水道施設の損壊等）の罪

四十二 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条第二項若しくは第三項（拳銃等の発射）、第三十一条の二第一項（拳銃等の輸入）、第三十一条の三第三項若しくは第四項（拳銃等の所持等）、第三十一条の四第一項若しくは第二項（拳銃等の譲渡し等）、第三十一条の六（偽りの方法による許可）、第三十

一条の七第一項（拳銃実包の輸入）、第三十一条の八（拳銃実包の所持）、第三十一条の九第一項（拳銃実包の譲渡し等）、第三十一条の十一第一項（猟銃の所持等）又は第三十一条の十三（拳銃等の輸入に係る資金等の提供）の罪

四十三 下水道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四十四条第一項（公共下水道の施設の損壊等）の罪

四十四 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第九十六条又は第九十六条の二（特許権等の侵害）の罪

四十五 実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第五十六条（実用新案権等の侵害）の罪

四十六 意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第六十九条又は第六十九条の二（意匠権等の侵害）の罪

四十七 商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第七十八条又は第七十八条の二（商標権等の侵害）の罪

四十八 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第一百五十五条（不正な信号機の操作等）の罪

四十九 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十三条の九（業として行う指定薬物の製造等）の罪

五十 新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法（昭和三十九年法律第一百一十号）第二条第一項（自動列車制御設備の損壊等）の罪

五十一 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第一百五十五条第一項（電気工作物の損壊等）の罪

五十二 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三十八条第一項若しくは第三項若しくは第二百三十九条第一項（偽りにより所得税を免れる行為等）又は第二百四十条第一項（所得税の不納付）の罪

五十三 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第一百五十九条第一項又は第三項（偽りにより法人税を免れる行為等）の罪

五十四 公海に関する条約の実施に伴う海底電線等の損壊行為の処罰に関する法律（昭和四十三年法律第二百二号）第一条第一項（海底電線の損壊）又は第二条第一項（海底パイプライン等の損壊）の罪

五十五 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第一百十九条第一項又は第二項（著作権等の侵害等）

の罪

五十六 航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和四十五年法律第六十八号）第一条第一項（航空機の強取等）又は第四条（航空機の運航阻害）の罪

五十七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第二十五条第一項（無許可廃棄物処理業等）の罪

五十八 火炎びんの使用等の処罰に関する法律（昭和四十七年法律第十七号）第二条第一項（火炎びんの使用）の罪

五十九 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第三十四条第一項（熱供給施設の損壊等）の罪

六十 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和四十九年法律第八十七号）第一条（航空危険）、第二条第一項（航行中の航空機を墜落させる行為等）、第三条第一項（業務中の航空機の破壊等）又は第四条（業務中の航空機内への爆発物等の持込み）の罪

六十一 人質による強要行為等の処罰に関する法律第一条第一項若しくは第二項（人質による強要等）又は第二条（加重人質強要）の罪

六十二 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和五十七年法律第六十一号）第九条第一項（生物兵器等の使用）若しくは第二項（生物剤等の発散）又は第十条第一項（生物兵器等の製造）若しくは第二項（生物兵器等の所持等）の罪

六十三 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十七条（無登録営業等）の罪

六十四 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第五十八条（有害業務目的の労働者派遣）の罪

六十五 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法（昭和六十二年法律第三百三号）第九条第一項（流通食品への毒物の混入等）の罪

六十六 消費税法（昭和六十三年法律第八号）第六十四条第一項又は第四項（偽りにより消費税を免れる行為等）の罪

六十七 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第二十六条第一項から第三項まで（特別永住者証明書の偽造等）又は第二十七条（偽造特別永住者証明書等の

所持)の罪

六十八 麻薬特例法第六条第一項(薬物犯罪収益等隠匿)又は第七条(薬物犯罪収益等收受)の罪

六十九 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第五十七

条の二(国内希少野生動植物種の捕獲等)の罪

七十 不正競争防止法第二十一条第一項から第三項まで(営業秘密の不正取得等)の罪

七十一 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)第三十八条第

一項(化学兵器の使用)若しくは第二項(毒性物質等の発散)又は第三十九条第一項(化学兵器の製

造)、第二項(化学兵器の所持等)若しくは第三項(毒性物質等の製造等)の罪

七十二 サリン等による人身被害の防止に関する法律第五条第一項(サリン等の発散)又は第六条第一

項(サリン等の製造等)の罪

七十三 保険業法第三百三十一条第四項(株主等の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫

行為)の罪

七十四 臓器の移植に関する法律(平成九年法律第百四号)第二十条第一項(臓器売買等)の罪

七十五 スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三十二条（無資格スポーツ振興投票）の罪

七十六 種苗法（平成十年法律第八十三号）第六十七条（育成者権等の侵害）の罪

七十七 資産の流動化に関する法律第三百十一条第六項（社員等の権利等の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為）の罪

七十八 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四号）第六十

七条第一項（一種病原体等の発散）、第六十八条第一項若しくは第二項（一種病原体等の輸入）、第

六十九条第一項（一種病原体等の所持等）又は第七十条（二種病原体等の輸入）の罪

七十九 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成十年法律第十六号）第二十二條

第一項（対人地雷の製造）又は第二十三条（対人地雷の所持）の罪

八十 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一

年法律第五十二号）第五条第二項（児童買春周旋）、第六条第一項（児童買春勧誘）又は第七条第六

項から第八項まで（児童ポルノ等の不特定又は多数の者に対する提供等）の罪



八十一 民事再生法第二百五十五条（詐欺再生）又は第二百五十六条（特定の債権者に対する担保の供与等）の罪

八十二 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律第二条第一項（公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者による資金等を提供させる行為）又は第三条第一項から第三項まで若しくは第四条第一項（公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者以外の者による資金等の提供等）の罪

八十三 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第七十三条第一項（不実の署名用電子証明書等を発行させる行為）の罪

八十四 会社更生法第二百六十六条（詐欺更生）又は第二百六十七条（特定の債権者等に対する担保の供与等）の罪

八十五 破産法第二百六十五条（詐欺破産）又は第二百六十六条（特定の債権者に対する担保の供与等）の罪

八十六 会社法第九百六十三条から第九百六十六条まで（会社財産を危うくする行為、虚偽文書行使等

- 、預合い、株式の超過発行）、第九百六十八条（株主等の権利の行使に関する贈収賄）又は第九百七
- 十条第四項（株主等の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為）の罪
- 八十七 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第三条第一項（放射線の発散等）、第四条第一項（原子核分裂等装置の製造）、第五条第一項若しくは第二項（原子核分裂等装置の所持等）、第六条第一項（特定核燃料物質の輸出入）、第七条（放射性物質等の使用の告知による脅迫）又は第八条（特定核燃料物質の窃取等の告知による強要）の罪
- 八十八 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律第三条第一項又は第三項（海賊行為）の罪
- 八十九 クラスタ―弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成二十一年法律第八十五号）第二十一条第一項（クラスタ―弾等の製造）又は第二十二条（クラスタ―弾等の所持）の罪
- 九十 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第六十条第一項（汚染廃棄物等の投棄等）の罪

別表第四（第六条の二関係）

- 一 別表第三に掲げる罪（次に掲げる罪を除く。）
  - イ 第十一条（犯罪収益等收受）の罪
  - ロ 刑法第七十七条第一項（内乱）の罪（同項第三号に係る部分を除く。）並びに同法第八十一条（外患誘致）、第八十二条（外患援助）及び第九十八條（贈賄）の罪
  - ハ 爆発物取締罰則第一条（爆発物の使用）の罪
  - ニ 児童福祉法第六十条第二項（児童の引渡し及び支配）の罪（同法第三十四条第一項第七号又は第九号の違反行為に係るものに限る。）
  - ホ 出入国管理及び難民認定法第七十条第一項第一号（不法入国）、第二号（不法上陸）及び第五号（不法残留）並びに第二項（不法在留）の罪（正犯により犯されたものを除く。）、同法第七十四条の二第一項（集団密航者の輸送）の罪、同法第七十四条の六（不法入国等援助）の罪（同法第七十条第一項第一号又は第二号に規定する行為に係るものに限る。）並びに同法第七十四条の六の二第一項第一号（難民旅行証明書等の不正受交付）及び第二号（偽造外国旅券等の所持等）並びに第七十四条の八第一項（不法入国者等の蔵匿等）の罪

へ 麻薬特例法第七条（薬物犯罪収益等收受）の罪

二 第七条（組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等）（同条第一項第一号から第三号までに掲げる者に係るものに限る。）の罪及び第七条の二第二項（証人等買収）の罪

三イ 刑法第九十八条（加重逃走）、第九十九条（被拘禁者奪取）又は第百条第二項（逃走援助）の罪  
ロ 刑法第六十九条（偽証）の罪

四 爆発物取締罰則第九条（爆発物の使用、製造等の犯人の蔵匿等）の罪

五 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法第四条第一項（偽証）の罪

六 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）第五十六条（組織的な犯罪に係る証拠隠滅等）又は第五十七条第一項（偽証）の罪

（爆発物取締罰則の一部改正）

第二条 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十条中「第三条」を「第六条」に改める。

(刑法の一部改正)

第三条 刑法(明治四十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中第十六号を第十七号とし、第六号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 第九十八号(贈賄)の罪

(暴力行為等処罰に関する法律の一部改正)

第四条 暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第一条ノ三に次の一項を加える。

前項(刑法第二百四条ニ係ル部分ヲ除ク)ノ罪ハ同法第四条の二ノ例ニ従フ

(児童福祉法の一部改正)

第五条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第六十条第五項中「第二項」を「第一項及び第二項」に、「及び」を「又は」に改める。

(細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関

する法律の一部改正)

第六条 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和五十七年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「第九条」を「前二条」に改める。

（サリン等による人身被害の防止に関する法律の一部改正）

第七条 サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成七年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第五条第一項及び第二項」を「第五条」に改める。

（犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正）

第八条 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「税関職員」を「国税庁、国税局若しくは税務署の当該職員、税関職員、徴税吏員、公正取引委員会の職員（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号

（第百一条第一項の指定を受けた者に限る。）に、「別表若しくは第二条第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号若しくは第四号に規定する罪」を「第二条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪」に、「第九条第一項から第三項まで、第十条」を「第十条第三項」に、「第六条」を「第六条第三項」に改める。

（国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律の一部改正）

第九条 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第五十五条を次のように改める。

（証人等買収）

第五十五条 自己又は他人の管轄刑事事件に関し、証言をしないこと、若しくは虚偽の証言をすること、又は証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造すること、若しくは偽造若しくは変造の証拠を使用することの報酬として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十六条第一項中「第五十三条第一項又は第五十四条」を「前三条（第五十三条第二項を除く。次項において同じ。）のいずれか」に改め、同条第二項中「第五十三条第一項又は第五十四条」を「前三条のいずれか」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）第十二条の改正規定、第二条及び第四条から第七条までの規定並びに附則第四条の規定 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約が日本国について効力を生ずる日

二 附則第五条第二項 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号。同条において「刑法の一部改正法」という。）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

##### （経過措置）



第二条 組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条及び第十一条の規定は、この法律の施行前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した第一条の規定による改正後の組織的犯罪処罰法（以下「新組織的犯罪処罰法」という。）第二条第二項第一号イ又は別表第一第五号若しくは第七号から第十号までに掲げる罪（第一条の規定による改正前の組織的犯罪処罰法別表に掲げる罪を除く。）の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に関してこの法律の施行後にした行為に対しても、適用する。この場合において、これらの財産は、新組織的犯罪処罰法第二条第二項第一号の犯罪収益とみなす。

第三条 新組織的犯罪処罰法の規定（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号。以下この条において「特定資産流動化法等一部改正法」という。）附則第六十五条又は職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下この条において「職業安定法等一部改正法」という。）附則第十二条の規定により適用されることとなる罰則の規定を除く。）の適用に

については、特定資産流動化法等一部改正法附則第六十五条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における特定資産流動化法等一部改正法第二条の規定による改正前の証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二百三十六条第二項の罪は、新組織的犯罪処罰法別表第二第十三号に掲げる罪とみなし、職業安定法等一部改正法附則第十二条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における職業安定法等一部改正法第二条の規定による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）附則第六項の罪は、同表第二十六号に掲げる罪とみなす。

第四条 新組織的犯罪処罰法第十二条（刑法第四条の二に係る部分に限る。）の規定、第二条の規定による改正後の爆発物取締罰則第十条（爆発物取締罰則第四条から第六条までに係る部分に限る。）の規定、第四条の規定による改正後の暴力行為等処罰に関する法律第一条ノ三第二項の規定、第五条の規定による改正後の児童福祉法第六十条第五項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定、第六条の規定による改正後の細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第十一条（同法第十条に係る部分に限る。）の規定及び第七条の規定による改正後のサリン等に

よる人身被害の防止に関する法律第八条（同法第五条第三項に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に日本国について効力を生ずる条約により日本国外において犯したときであつても罰すべきものとされている罪に限り、適用する。

（調整規定）

第五条 刑法一部改正法の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、刑法一部改正法の施行の日の前日までの間における新組織的犯罪処罰法別表第三第二号カの規定の適用については、同号カ中「（強制性交等）」とあるのは「（強姦<sup>かん</sup>）」と、「準強制性交等」とあるのは「準強姦」とする。

2 前項の場合においては、刑法一部改正法のうち刑法第三条の改正規定中「同条第十二号」とあるのは「同条第十三号」と、「同条第十三号」とあるのは「同条第十四号」とし、刑法一部改正法附則第六条の規定は、適用しない。

（裁判所法の一部改正）

第六条 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「定

が」を「定めが」に、「定に」を「定めに」に改め、同項第二号中「あたる」を「当たる」に、「第一条ノ三」を「第一条ノ三第一項」に改める。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第七条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

4 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第三第四十号の次に次の一号を加える。

四十の二 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十六号

(第七十六条の二第一項(核爆発を生じさせる行為)の罪

(情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律の一部改正)

第八条 情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第三号を次のように改める。

### 三 削除

附則第一条第四号中「施行日」を「この法律の施行の日（以下「施行日」という。）」に改める。

附則第二条中「第三条の規定による改正後の」及び「（以下「新組織的犯罪処罰法」という。）」を削る。

附則第三条中「新組織的犯罪処罰法」を「組織的犯罪処罰法」に改める。

附則第四条及び第五条を次のように改める。

### 第四条及び第五条 削除

附則第五十八条及び第五十九条を次のように改める。

### 第五十八条及び第五十九条 削除

（刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九条 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）第二編中第四章を第五章とし、第三章の次に一章を加える改正規定のうち第三百五十条の二第二項第五号に係る部分中「第七条第一項第一号から第三号までに掲げる者に係るものに限る。」若しくは組織的犯罪処罰法第七条の二の罪」に改める。

（不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の一部改正）

第十条 不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号。次条において「不動産特定共同事業法一部改正法」という。）の一部を次のように改正する。

附則第十三条のうち組織的犯罪処罰法別表第六十一号の改正規定中「別表第六十一号」を「別表第二第二十八号」に改める。

（調整規定）

第十一条 この法律の施行の日が不動産特定共同事業法一部改正法の施行の日後となる場合には、前条の規定は、適用しない。この場合において、第一条のうち組織的犯罪処罰法別表第一の次に三表を加える改正

規定のうち別表第二第二十八号に係る部分中「第五十三条第三号」とあるのは、「第八十条第三号」とする。

## 理由

近年における犯罪の国際化及び組織化の状況に鑑み、並びに国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結に伴い、実行準備行為を伴う組織的犯罪集団による重大犯罪遂行の計画等の行為についての処罰規定、犯罪収益規制に関する規定その他所要の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。